１．は じ め に

この冊子に書かれている不在者投票事務の事務手続きは、不在者投票を行うことができる病院、老人ホーム等の不在者投票管理者のもとで行う不在者投票の場合についてのみ記載してあります。

２．不在者投票とは

選挙における投票は、原則として選挙人が「選挙の当日自ら投票所に行き、選挙人名簿またはその抄本の対照を経て投票しなければならない。」ものとされており、投票用紙は「選挙当日投票所で交付される。」ことになっています。

しかし、数多い選挙人の中には、仕事の都合で他所へ出張するとか、病院に入院しているとか等の理由で、投票したいという意思を持ちながらも、選挙当日、その人が登録されている投票所まで行って投票することができない人もいます。

不在者投票制度は、このような事情に該当すると見込まれる人々のために、投票日の前でも投票ができるように考えられた制度で、具体的には公職選挙法で定める不在者投票のできる人が一定の手続きによって、投票日の前にあらかじめ投票用紙の交付を受け、投票日の前日までに法律で定められた場所で投票するという例外的なしくみです。

３．指定施設等とは

指定施設等とは、都道府県の選挙管理委員会が不在者投票を行うことができる施設として指定した病院（医療法にいう病院、ただし介護医療院、介護老人保健施設も含む。）、老人ホーム（老人福祉法にいう養護老人ホーム等）、身体障害者支援施設（障害者総合支援法にいう障害者支援施設等）、及び保護施設（生活保護法にいう救護施設等）などをいいます。

４．不在者投票管理者

1. 不在者投票管理者とは、不在者投票事務全般を管理、執行する人のことで、不在者投票が選挙人の自由な意思で公正に行われるように配慮しなければなりません。その役目は不在者投票の場所において、不在者投票事務に関する手続きの全てについて最終的な決定を行い、不在者投票事務に従事する人を指揮監督することです。
2. 指定施設等における不在者投票管理者には、原則としてその指定病院の院長、指定老人ホーム等の施設の長（以下「指定病院の院長等」という）がなります。

**（注）** ① 指定病院の院長等が候補者となった場合または指定病院の院長等が

外国人である場合は、その職務を代理すべき人が不在者投票管理者と

なることになっています。

② 指定病院の院長等に事故があったり欠けた場合も同様です。

1. 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その業務上の地位を利用

して選挙運動をすることができません。

1. 指定病院の院長等には、不在者投票管理者として次のような事務を処理していただきます。

① 入院または入所中の選挙人が「**依頼書（様式１）**」によって依頼した場合、そ

の選挙人に代わって投票用紙及び不在者投票用封筒（以下「投票用紙等」とい

う。）の交付を、その選挙人の名簿のある本市の選挙管理委員会（**松江市役所本**

**庁**（以下「本庁」という））に請求すること。

② 上記①により投票用紙等などの交付を受けたら、これを選挙人に渡すこと。

1. 選挙人が不在者投票をする際に投票用紙等を点検すること。
2. 選挙人が不在者投票をする際に、選挙権を有する者を立会人に選び、立ち会わせること。

⑤ 不在者投票記載所の設備をすること。

⑥ 選挙人から代理投票の申請を受けた際にその許否を決定すること。

1. 不在者投票をその選挙人の名簿のある本市の選挙管理委員会に（**本庁**まで）送致すること。

５．不在者投票のできる期間・時間

不在者投票のできる期間は、選挙期日の**告示日の翌日**から選挙の期日（投票日）の前日までで、時間は午前８時３０分から午後５時までです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 選 挙 名 | 期 間 | 指定施設等における投票時間は、午前８時３０分から午後５時まで（土曜日、休日等でも投票できます。） |
| 松江市長選挙 | ４月１４日（月）  　～４月１９日（土） |
| 松江市議会議員一般選挙 |

６．不在者投票をすることができる者

今回の松江市長選挙・松江市議会議員一般選挙において、指定施設等で不在者投票のできる者は、次のすべての条件を満たしていなければなりません。

（１）**選挙人であること**。

① 不在者投票をしようとする選挙の選挙権を有していること。

**※市外転出者は投票できません。**

② 選挙人名簿に登録されていること。

　ア　平成１９年４月２１日以前に出生した人

イ　令和７年１月１２日までに松江市に転入届をした人

（２）**指定施設等に入院中又は入所中であること**。

（３）**選挙の当日、次のいずれか１つに該当すると見込まれる者であること**。

① 歩行は可能であるが、入院又は入所している指定施設等が自分の登録されて

いる投票区の区域外にあること。（公選法４８条の２第１項２号）

② 疾病、負傷、妊娠、老衰、身体の障がいのため若しくは産褥にあるため、歩行

が困難であること。（公選法４８条の２第１項３号）

**（注）** 指定施設等で不在者投票のできる人は、**入院患者**及び**入所者**に限られて

います。通院患者や入院患者の付添人、当該指定施設等の職員はその病院

等で不在者投票はできません。

７．投票用紙等の請求について

1. 請求先について

本市の選挙管理委員会に請求してください。

［請求先］

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 郵便番号 | 住　　所 | 電話番号 |
| 松江市選挙管理委員会  事務局 | 690-8540 | 松江市末次町86番地 | 0852-55-5118 |

（２）請求の時期について

不在者投票期間が非常に短い日程であり、郵送にも時間がかかりますので、これま

　での選挙よりも余裕を持って早めに請求してください。

　　大口の請求は、特別の事情がない限り、**４月１６日（水）**までに請求してください。

（３）請求書は松江市選挙管理委員会から送付した用紙（**様式２、２－１**）を使用し

てください。

（４）請求書の記載方法について

① **氏名のあいうえお順**にして記載してください。

② 「選挙人名簿に記載されている住所」欄は、よく調査のうえ記載してください。

③ 「備考」欄には、選挙人が点字によって投票したい旨の申し出があった場合

に記載してください。

④ 選挙人が選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員の場合は、選挙人名簿

登録証明書を必ず添付してください。

（５）投票用紙の種別について（参考）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 選 挙 名 | 一般投票用紙 | | 点字投票用紙 | | 封 筒 |
| 紙 色 | 印刷色 | 紙 色 | 印刷色 |
| 松江市長選挙 | 白色 | 黒色 | クリーム色 | 赤色 | 白色 |
| 松江市議会議員  一般選挙 | 水色 | 黒色 | 青色 | 赤色 | 水色 |

８．投票の方法について

（１）投票用紙等の交付について

投票用紙と投票用封筒（内封筒と外封筒）の汚損してないものを選挙人に交付し、

その際に**記載の終わった投票用紙は内封筒に入れて封をし、更にそれを外封筒に入**

**れて封をすること**を周知してください。

1. 死亡、退院、退所等により投票しなかった者について

**死亡、退院、退所等により投票しなかった者**については、「**投票用紙等精算書**」（投

票用紙等と一緒に交付）の備考欄に理由、氏名を記入してください。その未使用の

投票用紙及び不在者投票用封筒は、本委員会に返戻することになります。

（３）**投票立会人について**

投票に際しては、**不在者投票事務をしない選挙権を有する者**を必ず立ち会わせて

ください。立会人は、不在者投票管理者及びその補助者（事務従事者）、代理投票の補助者とは、兼ねることができません。

（４）代理投票について

選挙人が心身の障がい等のため代理投票を申請したときは、立会人の意見を聞き、

投票を補助すべき者２人を決め、その１人を立会いさせ、他の１人に投票記載所

で投票用紙に当該選挙人の指示する候補者１人の氏名を記載させ、これを投票用

内封筒に入れて封をし、さらに投票用外封筒に入れて封をし、外封筒の表面に当

該選挙人の氏名を記載してください。なお、前記（２）の立会人が補助者となることはできないこと、及び投票の秘密保持には留意してください。

（５）代理投票の拒否について

不在者投票管理者は選挙人に代理投票の事由がないと認めたときは、立会人の

意見を聞いて、代理投票を拒否することができます。その場合、代理投票の仮投

票をさせる場合があります。

〔代理投票の仮投票をさせる場合〕

1. 代理投票を拒否された選挙人に不服があるとき。
2. 代理投票をさせることについて立会人に異議があるとき。

代理投票の仮投票の場合は、代理投票の補助者のうち投票用紙に候補者の氏

名を記載した者に、その選挙人の氏名を不在者投票用外封筒の表面に記載させ、

さらにその左側に「代理記載人○○○○」と記載させ提出させてください。

（６）ベッドの上での投票について

原則としてベッドの上では不在者投票をすることができませんが、重病人等歩

行困難な選挙人の投票については、不在者投票管理者の管理下で**立会人の立会い**

**がある場合に限り**、ベッドの上ですることもできます。

この場合においては、投票の秘密保持に十分注意を払い、また投票の取扱いを

慎重にしなければなりません。

９．不在者投票用封筒の記載について

（１）不在者投票の封筒は内外の二重になっており、まず記載の終わった投票用紙は内

　　封筒に入れて封をさせ、さらに外封筒に入れて封をさせた上、必ず外封筒の表面の

「投票者」の氏名欄に署名（代理投票の場合は代理人が記載）させてください。

　なお、投票用紙は折らなくても内封筒に入る規格で、また内封筒に地紋を印刷し

てあるため透けて見えるようなことはありませんので、できるだけ折らずに内封

筒に入れるように依頼してください。

（２）外封筒裏面の記載について

① 投票年月日及び投票場所の記載を洩らさないでください。

② 不在者投票管理者の職氏名を洩らさないでください。

③ 立会人の氏名は、投票に立会いした者の**自署**とします。

ゴム印を使用しないでください。

上記①、②の記載はゴム印を使用しても差し支えありません。

　また、上記②、③の氏名の下に職印や認印をしないでください。

10．不在者投票の送致について

（１）不在者投票終了後、投票を一括して選挙管理委員会に送致してください。

なお、送致用封筒の表面宛名脇に「不在者投票在中」と記し、裏面には不在者

投票管理者の職氏名を記載**捺印し、かつ封印**してください。なお、封筒の中の投票

は、できるだけ**氏名のあいうえお順**にしておいてください。

（２）「**投票用紙等精算書**」に所定の事項を記入し、未使用の投票用紙等も（１）の投

票在中封筒と一緒に本委員会へ返してください。

（３）投票後、４月１９日（土）までに死亡した者があるときは、直ちに本委員会まで連絡してください。

11．記録の作成について

不在者投票を管理した場合、その選挙の種類、実施年月日、実施場所、指定病院の院長等またはその代理人の職氏名、事務補助者の職氏名、立会人の氏名、投票をした選挙人の氏名、代理投票をさせたときは代理投票をした選挙人の氏名及びその補助者の氏名、その他必要と認める事項等を「**令和７年４月２０日執行松江市長選挙及び松江市議会議員一般選挙不在者投票実施てん末書（様式３）**」として作成、記録し、保管してください。

12．所要費用について

指定施設等で不在者投票を行った場合に要した経費は、指定病院の院長等からの請求によって投票を行った選挙人１人について１，０７３円を松江市において負担します。

　また、指定施設等の不在者投票管理者が、松江市選挙管理委員会が選定した外部立会人を投票に立ち会わせ、報酬、旅費等を支給した場合（報酬等を支給しない松江市職員等を投票に立ち会わせた場合を除く）に、１日につき１０，９００円を上限としてその経費を松江市において負担します。なお、１日のうちの一部の時間について従事した場合は、別紙「外部立会人の経費算定表」を参照してください。

　また、１回あたりの従事時間が７時間以下の場合で、１時間未満の端数がある時は、１時間に切り上げてください。

　外部立会人の報酬支給に係る源泉徴収については、各施設において手続きを行ってください。（徴収額については日額表の丙欄を適用してください。）

不在者投票事務に要した経費は、「**不在者投票特別経費請求書（様式４）**」により選挙終了後、不在者投票を行った全選挙人分を一括して請求してください。なお、不在者投票特別経費請求書には、必ず「**令和７年４月２０日執行松江市長選挙及び松江市議会議員一般選挙不在者投票実施てん末書（様式３）**」の写し、**口座振替依頼書**を添付してください。

13．その他

1. 請求のあった投票用紙等の交付・受領について

**松江市内の施設**につきましては、**投票用紙等の交付・受領**を本庁においてそれぞれ

手渡しで行ないたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

　松江市外の施設で郵便により投票用紙等の送付をされる場合は、普通郵便では間に

合わないおそれがあるため、**レターパックプラス又は簡易書留・速達** などで送付してください。

1. 選挙公報の配布について

**選挙公報は、４月１４日（月）の夕方には**、本庁に準備できる予定です。

投票用紙等の交付時に、併せてお渡ししたいと考えております。

（３）立候補者の氏名掲示を行わないことについて

**投票記載台での氏名掲示は、絶対に行われないよう**ご注意願います。

選挙公報を配布しない、松江市から遠方の施設につきましては、氏名掲示の写しを送付する予定ですが、本市の各選挙人の必要に応じ、ご提示されますようお願いします。（本市選挙人だけに、確実にお見せする形で）

1. 投票用紙等の追加請求について

　投票用紙等の請求後、請求もれや新たな請求があった場合には、再度不足分を追加請求してください。たまたま投票辞退者がいても、その投票用紙等を使用することはできません。

（５）外部立会人について

　　公職選挙法の改正により、不在者投票管理者は選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないとされています。

　　なお、外部立会人を希望される場合は、別紙外部立会人選定依頼文によりなるべく早く選挙管理委員会へご相談ください。

（６）不在者投票事務に係る各種様式について

　　今回送付しました資料については、松江市のホームページに掲載しますので、適宜ご利用ください。

**松江市ホームページの総合メニュー　＞　行政情報　＞**

**選挙　＞　松江市長・市議会議員選挙(令和7年4月20日執行)**